## 令和4年度 下関市介護保険サービス事業者集団指導

《 個 別 編 》

3

(訪問看護、介護予防訪問看護、 居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導)

資 料

## [ 目 次 ]

1	運営指導(実地指導)での指摘事項はどのようなものがあるか?	. 1
2	医療保険の訪問看護が適用される場合は?	. 4
	新型コロナウイルス感染症に係る厚生労働省から発出された事務連絡について	
( <del>4</del> )	他の介護サービス利用との注意点は?	. 7
	1人の利用者に対して連続して訪問看護を提供する場合の算定要件は?	
_	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が提供する介護予防訪問看護の利用が12月を超える場合	
つし	17	(

### ① 運営指導(実地指導)での指摘事項はどのようなものがあるか?

以下は、昨年度実施した運営指導(実地指導)の事項別是正改善指導状況の概要です。条例や通知等確認のうえ、今後の業務に役立ててください。

No.	指 摘	事	項	運営指導	(実地指導)	時の状況		指	導	内	容
ı	サービ	スの	提供	て、看護! 種の欄が! 例があっ なお、	当日のシフ 師が訪問し	び訪問職 ている事 ト表に	が、 適正	利用者に 化の観点	(対する説)	明責任及 後は記載	は確認できた び介護給付の 漏れがないよ
2	訪問看記 及び訪り 告書のか	問看		同意を得 の訪問看	び利用再開  ているが、 護計画書作 ていない事	それ以外 成時には	にこ 場利得	ること。 。 お、説明 など、や 者又は家	また、同 また、同 きを受ける。 さい では では で に 説明	意後速や 家族が遠 交付が遅 を行い、	その作成ごと かに交付する 方に居住する れるずで同意して 項を記録して
3	身分を記 類の携		る書		法士の身分 業所名の記			·分証(名 こと。	名札)に訪り	問看護事	業所名も記載
4	勤務体等	制の値	確保	勤務表所がある。	について不· 。	十分な箇	点①い2よ②業がすてう言所	ら、以T 動務予定 も、看記 5以上码 、様・非 常勤・非	の内容を実態の内容を実態ではいる。 ないでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	追記する	の適正化の観 こと。 げれの場合にお 換算方法で が確認できる 察法士等が貴事 数を、勤務表
5	内容及7			金明降た更か提のと改書と。申ら供説だ定のな確請同前明っに同っ認中意(をた	年の意てしでを3口が無4いがいたあ得月頭、かー、和事こ、が)行のたのかったのたのたのたのたのたののののののののののののののののののののののの	要年が、定サ利た事5あ区が一用と項月っ分出ビ者の説以 変てスへこ	利 がや は家	用料金変 むを得す 族に説明 るよう、	で更に伴う。 「遅れる場 目し口頭に、	合は、事 よる同意	の書面の交付 前に利用者又 を得たことが を記録してお

No.	指插	事	項	運営指導(実地指導)	)時の状況	指	導	内	容
6	指定介 問看護 取扱方	の具		訪問看護指示書の と同じく介護予防訪 画のサービス提供期 月として作成されて 実施状況の把握の実 3ヶ月に1回となっ	問看護計  間を   ヶ いたが、 施回数は	実施状況の ビスの提供を くとも   回は	行う期間な	が終了する	)は、サー までに少な
7	基本報	酬の	算定	まではいった。でいけし得しり随所場で及な。月同あたまででである。ででででででででででででででででででででででででででででででででで	とビてが 日提画同Iら期看護例の5っ頭なの連ス、あ に供を意をの巡護をに同日たにるこ携を以っ 主を作を作日回事行つ意と。て旨とし提下 治受成 成割・業うい日 同ので	業と合を求善問は者要に ( 所利は適の本看確に性努 ※ 連者下す算例サですつる 「 規契選ことでとた説でと 網	て約年とないこが明、。 包含ないこが明、。 包含ない、青従 括3月)、 (供護の者 翻3日)、 (は接角者)、 (はま3月)、 (はまる)、 (はまる)、 (はまる)、 (はまる)、 (はまる)、 ( )、 ( )、 ( )、 ( )、 ( )、 ( )、 ( )、 (	問金に当 司が冷視に のヨ番中基該 月開付点周 日護のづ契 1始のか知 割厚を契き約 2さ適ら徹 り生行約、日 日れ正、底 請労	と日が かて化契し 求働な割日 らい及約再 に省っり割 指るび日発 か老た請り 定こ利の防 か健場求請 訪と用重止 る局
8	早 朝 の 扱 り 急 算 か り の り の り り り り り り り り り り り り り り り	問看	護の	緊急時訪問看護加 している利用者に対 緊急時訪問を実施の ついて、一月以内の 当該実施分に本位の は夜間は所定単してい 5%)を算定してい	し夜間に た場合に 1回目の に(早朝又 の2	に対する早朝内は、一月のは、一月の本のでは、「一月の一日のでは、日日のでは、日本のは、日日のでは、日日のでは、日日のでは、日日のでは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本の	・ 2 日 1 日 2 日 2 日 2 日 3 日 3 日 3 日 3 日 3 日 3 日 3	深入はと早青う列っ のの間な又はとな場はるは不。い合 りまうがた。夜適 かに	時訪問の場 定し間の数 で で で の い の い の い の い の い う い の い う い う い う い

No.	指導項目	運営指導(実地指導)時の状況	指導内容
9	長時間訪問看護への加算	特別な管理を必要とする利用者(別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに限る。)ではない者に対し、 日時間30分以上となる訪問看護を行った場合に本加算を算定していた。	本加算の対象者は特別な管理を必要とする者として厚生労働大臣が定める状態にある者が対象であることから、当該状態に該当しない利用者にかかる本加算の算定は不適切な請求となるため過誤調整を行うこと。 また、他に同様の事例がないか自主点検の上、該当する事例があった場合についても過誤調整により対応すること。
10	特別管理加算 (Ⅱ)	特別管理加算(II)を複数 月にわたり継続して算定して 利用者について、特別な管理 が必要である旨の記載がなて 指示書があったため、全ての 算定月において対象者が特別 な管理が必要であった旨を なで確認することができない 事例があった。	本加算の算定にあたっては、全ての算定月において、対象者が特別な管理を必要と明記されている当時を表している。 では、算定要件に則った適正な介護報酬の算定とするため、主治医に確認を行いたでは、算定要件を満たさない月が生じた場合は過誤調整を行うこと。 また、他に同様の事例がないか自主点検の上、該当する事例があった場合についても過誤調整により対応すること。

#### ② 医療保険の訪問看護が適用される場合は?

要支援、要介護者であっても、厚生労働大臣が定める疾病などは、介護保険ではなく、医療保険の給付対象となります。

#### 介護保険

### ■65 歳以上(第1号被保険者) 要支援1~2、要介護1~5 に認定され ていること

■40 歳以上 65 歳未満の医療保険加入者(第 2 号被保険者)

要支援・要介護に認定され 16 特定疾病 (※注 1)に該当していること

#### ※注1 16 特定疾病

(介護保険法施行令第2条)

①末期の悪性腫瘍、②関節リウマチ、③筋萎縮性側索硬化症、④後縦靭帯骨化症、⑤骨折を伴う骨粗しょう症、⑥初老期における認知症(アルツハイマー病、血管性認知症、レビー小体病等)、⑦進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病、⑧脊髄小脳変性症、⑨脊柱管狭窄症、⑩早老症、⑪多系統萎縮症、⑫糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症、糖尿病性網膜症、⑬脳血管疾患(脳出血、脳梗塞等)、⑭閉塞性動脈硬化症、⑮慢性閉塞性肺疾患(肺気腫、慢性気管支炎、気管支喘息、びまん性汎細気管支炎)、⑯両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

#### 医療保険

- ■40 歳未満の医療保険加入者
- ■40 歳以上 65 歳未満の 16 特定疾病患者以外の者
- ■65歳以上で要支援・要介護に該当しない 者
- ■要支援・要介護者のうち以下の場合 **◇末期の悪性腫瘍**
- ◇厚生労働大臣が定める疾病(※注 2) ◇急性増悪等により頻回の訪問看護を 行う旨の特別訪問看護指示の日から 14 日以内

※注2 厚生労働大臣が定める疾病

(利用者等告示 94 号・四)

①多発性硬化症、②重症筋無力症、③スモン、 ④筋萎縮性側索硬化症、⑤脊髄小脳変性症 ⑥ハンチントン病、⑦進行性筋ジストロフィ 一症、⑧パーキンソン病関連疾患(進行性核 上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキ ンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類が ステージ3以上であって生活機能障害度が Ⅲ度又はⅢ度のものに限る。)をいう。)、⑨ 多系統萎縮症(線条体黒質変性症、オリーブ 橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群 をいう。)、⑩プリオン病、

①亜急性硬化性全脳炎、②ライソゾーム病、 ③副腎白質ジストロフィー、④脊髄性筋萎縮 症、⑤球脊髄性筋萎縮症、⑥慢性炎症性脱随 性多発神経炎、⑦後天性免疫不全症候群、⑧ 頸髄損傷、⑨人工呼吸器を使用している状態

# ③ 新型コロナウイルス感染症に係る厚生労働省から発出された事務連絡について

厚生労働省から発出された、新型コロナウイルス感染症に係る事務連絡(介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第1報)~(第27報))について、主なものを抜粋して掲載します。

#### <第4報>

- 問6 新型コロナウイルスの感染が疑われる者へ訪問看護サービスを提供するにあたり、利用者・家族及び訪問看護師への感染リスクを下げるため、訪問時間を可能な限り短くする工夫を行った結果、訪問看護サービスの提供が20分未満となった場合に20分未満の報酬を算定してよいか。
- (答) 20 分未満の訪問看護費については、20 分以上の保健師又は看護師による 訪問看護が週1回以上提供され、かつ、緊急時訪問看護加算の届出がされてい た場合に算定できることとなっているが、訪問看護計画において位置付けられた 内容の指定訪問看護のうち、高齢者の療養生活を支援するために必要となる最 低限の提供を行った場合は、当該要件を満たしていなくても 20 分未満の報酬を 算定することとして差し支えない。

#### <第10報>

- 問1 主治医の指示書及び訪問看護計画に基づき、訪問を予定していた訪問看護 ステーションの利用者等から、新型コロナウイルス感染症に対する不安等により 訪問を控えるよう要請された場合に、看護職員が電話等で病状確認や療養指導 等を行うことで、訪問看護費の算定は可能か。
- (答) 利用者等が新型コロナウイルスの感染への懸念から訪問を控えるよう要請された場合であっても、まずは医療上の必要性を説明し、利用者等の理解を得て、訪問看護の継続に努める必要がある。

その上でもなお、利用者等から訪問を控えるよう要請があった場合の対応と して、利用者等の同意を前提として、

・当該月に看護職員による居宅を訪問しての訪問看護を1日以上提供した実

績があり、

- ・主治医への状況報告と指示の確認を行った上で、
- ・看護職員が電話等により本人の病状確認や療養指導等を実施した場合には、20分未満の訪問看護費を週1回に限り算定可能である。

なお、提供する訪問看護の時間についてケアプランの変更が必要であることに留意するとともに、利用者等の同意取得及び電話等による対応の内容について、訪問看護記録書に記録しておくこと。

#### <第26報>

問 要介護高齢者等が、新型コロナウイルス陽性となり、自宅療養を行う場合、医師が一時的に頻回の訪問看護を行う必要があると認め、特別訪問看護指示書を交付することは可能か。

#### (答) 可能である。

なお、当該訪問看護指示書については、「新型コロナウイルス感染症に係る 診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その53)」(令和3年8月11日保険 局医療課事務連絡)を参照いただきたい。

また、介護サービスを利用する要介護高齢者等が自宅療養となった場合において介護サービスを提供したときに、通常の介護サービスの提供では想定されないかかり増し費用が発生した場合は、「令和3年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業」の活用について、事業所の所在する都道府県(一部の地域では指定都市又は中核市)へお問い合わせいただきたい。

#### ④ 他の介護サービス利用との注意点は?

#### 短期入所生活介護等を受けている場合

- •(介護予防)短期入所生活介護
- ·(介護予防) 短期入所療養介護
- (介護予防) 特定施設入居者生活介護
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護(一体型の場合)
- (介護予防) 認知症対応型共同生活介護
- · 地域密着型特定施設入居者生活介護
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ・複合型サービス

利用者がこれらのサービスを 利用している間、

(介護予防)訪問看護費を 算定しない

#### 施設入所日及び退所日等における取扱い

介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院及び医療機関を退所・退院した日については、厚生労働大臣が定める状態(平成27年3月23日 厚生労働省告示第94号第6号 ※特別管理を行う状態)にある利用者又は主治の医師が退所・退院した日に訪問看護が必要であると認める利用者に限り、訪問看護費を算定できることとする。なお、短期入所療養介護のサービス終了日(退所・退院日)においても同様である。

入所(入院)当日については、当該入所(入院)前に利用する訪問看護費は別に算定できる。施設入所(入院)者が外泊又は介護保健施設サービス費の試行的退所を算定した場合には、訪問看護費は算定できない。

#### 同一時間帯に複数の訪問サービスを利用した場合の取扱い

利用者は、同一時間帯にひとつの訪問サービスを利用することを原則とする。

ただし、訪問介護と訪問看護、又は訪問介護と訪問リハビリテーションを同一利用者が同一時間帯に利用する場合は、利用者の心身の状況や介護の内容に応じて、同一時間帯に利用することが介護のために必要であると認められる場合に限り、それぞれのサービスについて、それぞれの所定単位数が算定される。

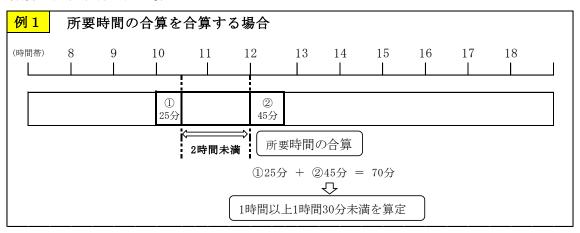
例えば、家庭の浴槽で全身入浴の介助をする場合に、適切なアセスメント(利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて、利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握することをいう。)を通じて、利用者の心身の状況や介護の内容から同一時間帯に訪問看護を利用することが必要であると判断される場合などが該当する。

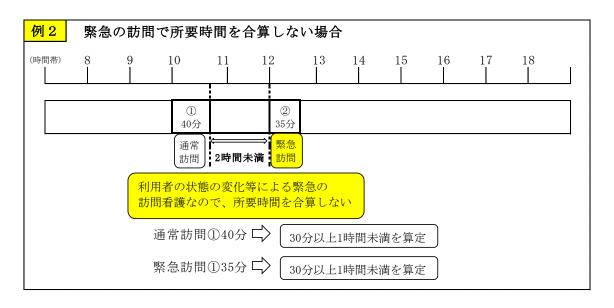
### ⑤ 1人の利用者に対して連続して訪問看護を提供する場合の算定 要件は?

訪問看護は在宅の要介護者の生活パターンや看護の必要性に合わせて提供されるべきであることから、単に長時間の訪問看護を複数回に区分して行うことは適切ではないため、複数回のサービス提供を行う場合の算定要件は以下のとおりとなっています。(平成25年度集団指導の掲載の再掲です。)

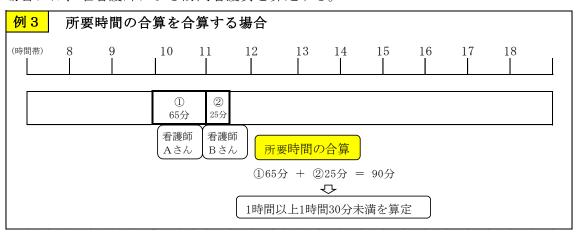
## ① 前回提供した訪問看護から**概ね2時間未満の間隔で訪問看護を行う場合は、それぞれの所要時間を合算する。**

(20 分未満の訪問看護費を算定する場合及び利用者の状態の変化等により緊急の訪問 看護を行う場合を除く。)





② 1人の看護職員又は理学療法士等が訪問看護を行った後に、続いて同じ職種の別の 看護職員又は理学療法士等が訪問看護を行った場合(看護職員が訪問看護を行った後に 続いて別の看護職員が訪問看護を行う場合等)には、所要時間を合算する。なお、看護 職員による訪問看護の提供時間を合算した場合に、准看護師による訪問看護が含まれる 場合には、准看護師による訪問看護費を算定する。



- ③ 1人の看護職員又は理学療法士等が訪問看護を行った後に、続いて他の職種の看護職員又は理学療法士等が訪問看護を実施した場合(看護職員が訪問看護を行った後に続いて別の理学療法士等が訪問看護を行う場合など)は**職種ごとに算定できる。**
- ④ 1人の利用者に対して、連続して訪問看護を提供する必要性については、適切なケアマネジメントに基づき判断する。

#### <参考 Q&A>

Q 1日に複数回の訪問看護を実施する場合、訪問看護終了後2時間以上経過していなければ必ず所要時間を合算するのか。

A 20分未満の訪問看護と計画外で緊急に訪問看護を実施した場合は合算しない。

また、おおむね2時間としており、例えば計画上は、2時間後に訪問をする予定であったが、点滴注射等が早めに終了した等の理由で、若干時間に変動があった場合等は計画どおりの報酬を算定する。(介護保険最新情報 vol.267 平成24年度介護報酬改定に関する関係 Q&A・問 20)

# ⑥ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が提供する介護予防訪問看護の利用が12月を超える場合について

令和3年度制度改正により、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が提供する介護予防訪問看護の利用が12月を超える場合は、介護予防訪問看護費から5単位減算することされました。

- ・入院による中断があり、<u>かつ</u>、医師の指示内容に変更がある場合は、新たな利用が 開始されたものとする。
- ・令和3年4月から起算して12月を超える場合から適用されるものである。

以下、厚生労働省のQ&Aを掲載します。

#### <令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol. 3)・問13>

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による介護予防訪問看護について、当該事業所においてサービスを継続しているが、要介護認定の状態から要支援認定へ変更となった場合の12月の取扱如何。

法第19条第2項に規定する要支援認定の効力が生じた日以降で、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による当該サービスを利用開始した日が属する月をもって、利用が開始されたものとする。ただし、要支援の区分が変更された場合(要支援1から要支援2への変更及び要支援2から要支援1への変更)はサービスの利用が継続されているものとみなす。

#### < 令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol. 6)・問4>

介護予防訪問・通所リハビリテーション及び介護予防訪問看護からの理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による訪問については、12月以上継続した場合の減算起算の開始時点はいつとなるのか。また、12月の計算方法は如何。

- 当該サービスを利用開始した日が属する月となる。
- 当該事業所のサービスを利用された月を合計したものを利用期間とする。